

## 2 利用者負担割合が見直されます

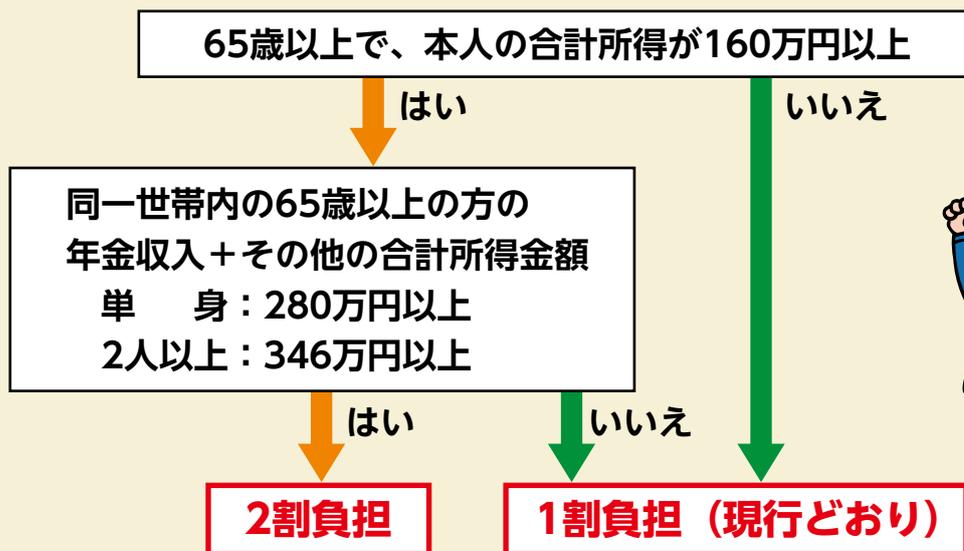
一定以上の所得のある65歳以上の方は、介護サービスを利用したときの利用者負担が、1割から2割になります。（下記チェック表参考）

それに伴い、現在要介護・要支援の認定を受けている方全員に、介護保険負担割合証が発行されます。申請不要で、7月下旬ごろに郵送予定です。

**介護サービスを受けようとするときは、必ずご提示ください。**

※提示を忘れてしまった場合、本来の自己負担割合でない請求を受ける場合があります。

### 自己負担割合チェック表



## 3 高額介護サービス費が見直されます

現役並み所得に相当する方の自己負担限度額の上限が引き上げられます。

	自己負担限度額
<b>現役並み所得 新設</b> (同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる場合など)	<b>44,000円（世帯）</b>
世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方（現行どおり）	37,200円（世帯）
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方（現行どおり）	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢福祉年金を受給している方</li> <li>・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方 など（現行どおり）</li> </ul>	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方など（現行どおり）	15,000円（個人）

■問い合わせ ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） ☎ 893-3810  
吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300  
本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2114